

## 第十一回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について説明会を行います

令和2年4月1日（基準日）において、戦没者等の死亡に関し、年金給付の受給権者（恩給法による公務扶助料・特例扶助料や援護法による遺族年金・遺族給与金等の受給権を有する遺族（戦没者等の妻や父母など））がない場合に、戦没者の死亡当時生まれていただご遺族で次の1～5のうち先順位のお一人に支給されます。

1. 弔慰金受給権者
2. 戦没者等の子（戦没者等の死亡当時の胎児を含む）
3. 戦没者等と生計関係を有しており、戦没者等と氏が同じである父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
4. 前記3以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
5. 戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた三親等内の親族（甥、姪など）

説明会は下記の日程で行います。

月日	曜日	対象校区	開始時間	会場
R2.6.2	火	金池校区	午前10時	保健所6階 大会議室
		桃園校区	午後2時	
R2.6.5	金	日岡校区	午前10時	保健所6階 大会議室
		東大分・長浜校区	午後2時	
R2.6.8	月	南大分校区	午前10時	保健所6階 大会議室
		荏隈校区	午後2時	
R2.6.9	火	東植田校区	午前10時	保健所6階 大会議室
		豊府校区	午後2時	
R2.6.12	金	賀来校区	午前10時	保健所6階 大会議室
		滝尾校区	午後2時	
R2.6.15	月	春日校区	午前10時	保健所6階 大会議室
		八幡・神崎校区	午後2時	
R2.6.16	火	津留校区	午前10時	大分市役所8階大会議室
		大道校区	午後2時	
R2.6.18	木	寒田校区	午前10時	大分市役所8階大会議室
		敷戸・鶯野校区	午後2時	
R2.6.23	火	荷揚・城南校区	午前10時	大分市役所8階大会議室
		明野校区	午後2時	
R2.6.29	月	西の台校区	午前10時	大分市役所8階大会議室
		中島校区	午後2時	
R2.7.1	水	植田校区	午前10時	植田市民行政センター
		横瀬校区	午後2時	
R2.7.3	金	鶴崎・別保（葛木団地のみ）校区	午前10時	鶴崎市民行政センター
		松岡校区	午後2時	
R2.7.8	水	川添校区	午前10時	鶴崎市民行政センター
		高田校区	午後2時	
R2.7.10	金	判田校区（下・中判田のみ）	午前10時	大南市民センター
		判田校区（下・中判田以外）	午後2時	
R2.7.15	水	坂ノ市校区（久原・細のみ）	午前10時	坂ノ市市民センター
		坂ノ市校区（久原・細以外）	午後2時	
R2.7.17	金	別保校区（葛木団地以外）	午前10時	鶴崎市民行政センター
		明治校区	午後2時	
R2.7.22	水	一尺屋・佐賀関校区	午後2時	佐賀関公民館
R2.7.29	水	大志生木・木佐上・本神崎校区	午後2時	佐賀関公民館
R2.7.31	金	大在校区	午前10時	大在市民センター
		丹生校区	午後2時	坂ノ市市民センター
R2.8.5	水	宗方校区	午前10時	植田市民行政センター
		野津原地区（東部・西部）	午後2時	野津原市民センター

R2.8.7	金	吉野校区	午前10時	大南市民センター
		竹中校区	午後2時	
R2.8.19	水	三佐校区	午前10時	鶴崎市民行政センター
		大在地区全域	午後2時	大在市民センター
R2.8.21	金	佐賀関地区全域	午後2時	佐賀関公民館
R2.8.26	水	鶴崎地区全域	午前10時	鶴崎市民行政センター
		小佐井校区	午後2時	坂ノ市市民センター
R2.8.28	金	戸次校区（中戸次のみ）	午前10時	大南市民センター
		戸次校区（中戸次以外）	午後2時	
R2.9.2	水	植田地区全域	午前10時	植田市民行政センター
R2.9.3	木	野津原地区（中部・今市）	午後2時	野津原市民センター
R2.9.16	水	大分地区全域	午前10時	市役所8階大会議室
			午後2時	

※1 会場の収容人数の都合もありますことから、対象地区の会場での参加をお願いします。

※2 請求期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間です。

※3 新型コロナウイルス感染拡大により説明会を急遽中止する場合がございます。予めご了承ください。

お問い合わせ先 大分市福祉保健課特別弔慰金担当（直通電話：097-537-5737）